

娼妓からみた近代日本の公娼制度——周旋業者・借金・梅毒

人見 佐知子

はじめに

本稿は、前稿「人見 二〇二二」に引き続き、小原文書（金沢遊郭芸娼妓関係文書「近畿大学中央図書館所蔵」）にある娼妓の手紙から、近代日本の公娼制度は娼妓にとってどのような経験であったのかを、周旋業者（芸娼妓紹介人）や貸座敷業者による性質管理のありようをふまえて考察しようとするものである。

小原文書は、小原トヨ（豊、豊子）という金沢市内で芸娼妓周旋業を営む女性が残した史料群である。小原のもとには住み替えの斡旋を依頼する娼妓・芸妓から多くの手紙が届いた。住み替えは娼妓や芸妓が稼業する場所（貸座敷・料理屋など）を移動することをいう。近代日本の公娼制度下の娼妓は前借金と年期で人身を拘束され、廃業の自由はほとんどなかった。

前稿「人見 二〇二二」では、娼妓自身の望みによる住み替えは、劣悪な境遇で性売を強いられていた娼妓が生き抜くための主体的な営為のひとつであったこと、しかし、娼妓の能動性は周旋業者や貸座敷業者に巧みに利用され、搾取の実態を隠蔽する役割さえ果たしていたことを論じた。本稿で取り上げようとする小梅という娼妓の手紙からも基本的に同様の実態がみてとれる。ただ、娼妓自身の営為の意味を、周旋業者や貸座敷業者による近代公娼制度下の性質管理の実態と合わせて明らかにした研究はまだまだ多くない¹。そのため本稿では、適宜前稿「人見 二〇二二」の事例とも比較しながら、以下を具体的な検討課題として娼妓の手紙を分析したい。

まず第一章で、本稿で取り上げる小梅の手紙の概要を紹介する。そのうえで第二章では、娼妓と周旋業者や「家」との関係を考察する。行論の過程で明らかにするように小梅には身寄りがなかったと思われるが、そうした場合、擬制的な家族関係（養親）や周旋業者・貸座敷業者などが娼妓にとってどのような存在として立ち現れるのかに注目したい。第三章では、小梅が住み替えを望む背景とともに、住み替えをめぐる具体的な要望（住み替え先、前借金、年期など）を検討し、状況を打開しようとして苦闘する娼妓の主体的な営為の内実を考察する。稼業を続けるうちに小梅は梅毒に罹患する。第四章では、小梅が梅毒の経験をどのように意味つけていたのかを考察し、娼妓にとっての廃娼運動の意義についても若干の見通しを示したい。

第一章 小梅の手紙の概要

小原文書に残された小梅の署名のある手紙は合わせて一三通確認できる。そのうち九通は輪島遊廓（石川県鳳至郡輪島町、現輪島市）で、三通は鯖江遊廓（福井県今立郡鯖江町、現鯖江市）で書かれたことが手紙の内容から明らかである。理由は後述するが、小梅は芸妓ではなく娼妓であったと推察される。また、手紙の内容から小梅は、輪島遊廓以前に敦賀遊廓（福井県敦賀郡敦賀町、現敦賀市）の安八百楼に抱えられていたことが分かる。すなわち小梅は、少なくとも敦賀遊廓、輪島遊廓、鯖江遊廓と住み替えていた。

小梅の姓は手紙に記されておらず、本名か妓名かも不明である。小原文書に

は「芸娼妓紹介簿」(37、38²)という帳簿がある。これは、一九〇九年(明治四二)一月から一九一六年(大正五)二月までの八年間に小原が紹介した娼妓・芸妓の記録である。紹介簿には、娼妓・芸妓の本籍・続柄・氏名・生年月日、証人(保証人)の住所・氏名および被紹介女性との関係、前借金額や年利などの契約条件、抱主の住所・氏名・業態(貸座敷、料理屋等の別)、紹介年月日および紹介料、紹介者などが記録された。紹介簿の作成は、一八九四年(明治二七)六月に制定された石川県の「芸妓及娼妓紹介人取締規則」³「石川県警察部 一八九五」で義務づけられており、三年間保存しなければならなかった。また、定期的に警察の点検・指導を受けたことから、記載内容には一定の信頼性があるとみておきたい。

小原の「芸娼妓紹介簿」に記載された被紹介者は延べ二八〇人(内訳は、娼妓一〇〇人、芸妓二七四人、不明六人)で、名前・生年月日・住所などから同一人物とみられるものを確定していくと、実数では一七七人となる(内訳は娼妓六〇人、芸妓一一三人、不明四人)⁵。手紙の署名を「芸娼妓紹介簿」と照合して合致する場合もあるが、残念ながら小梅という名前の女性は確認できない。小原が敦賀遊廓、輪島遊廓、鯖江遊廓に紹介した女性で小梅と思われる事例も見当たらない。

また、すべての小梅の手紙に差出年月日は記載されていない。小原文書のほかの史料の年代から推定すれば、明治後半から大正期の手紙であると考えられる。

小原が芸娼妓紹介業を開業したのは、少なくとも一八九五年(明治二八)にまでさかのぼることができる。金沢市会『金沢市会議案』(一八九五年)所収の「明治二十八年商業者分賦等級別交名簿」は、県税のうち営業税の一つである商業税を個別に賦課するための議案である「金沢市史編さん委員会

一九九九、松村 二〇〇二)。そこには、計四六人の周旋業者(芸娼妓紹介人)の名前があり、そのうちの一人が小原であった⁷。先述の石川県「芸妓及娼妓紹介人取締規則」の附則(一八九四年七月)は新規開業を認めていないので、小原は規則制定以前から周旋業を営んでいた可能性が高い。小梅が小原をときに「おばあさん」「おばあさま」(35、36など)と呼んでいることを合わせると、小梅が手紙をやり取りしたところの小原は相当経験を積んだ周旋業者であったと考えられる。

第二章 「せきや」とは誰か——娼妓と周旋業者・貸座敷業者

第一節 「せきや」と小梅

本節では、小梅が輪島遊廓に住み替えたのち、「せきや」なる人物とのあいだにおきたある出来事をめぐって書かれた手紙の分析を通じて、娼妓と「家」や周旋業者、貸座敷業者との関係を考察したい。次に示す小梅の手紙は意味を取りにくい箇所も多いが、小梅がなぜ娼妓となり、さらに住み替えをしなければならなかったのかを説明する手がかりを多くふくんでいることから、少し長くなるが引用したい。

(史料1)

(前欠) されねはわたしになんにもいらん、①かねで百円ほどわたしにかねでくだされ、わたしも②せきやのうちのとおつさんのことをきいてつとめにで、こんねくろをしてるし、③わたしもせきやにこんなにはくじよなことをすれば、こんなに三百もかねをあげるのではない、わたしちかぢかにこちらから金沢までぬけて、せきやいゆきますで、そのつもりでおりにくだされ、たのみます、はなしもあるで、④せきやにかつてあ

まりわたしをだますのにもおどろいた、こんなことなら、わたしも八月のつきに、わたし、たけふいゆきましたのに、⑤しよはいはしませんのに、⑥せきやのおとうつさんがあまりわたしにくどきなされたし、わたしもおとうつさんにいろ／＼とながらくおいてもらったしとおもうて、又おとうつさんのゆいなされるようにして、わたしもつるがいかはりてきましたけれども、⑦つるがから「輪島に——人見」かはりたとゆふて、わたしをせきやにいまではわたしをほつとおくつもりなら、わたしもつもりもあります、⑧わたしにこりだけのかねもとりたし、⑨いまではなにをゆふてきてもしらんかほして、⑩せきやにはそんなはくじよなことをなさるあまり、わたしをだまいつてからに、⑪こんなひどいこともみんなせきやのためですね、⑫ながはだこもきものもなんにもおくつてもくれずに、又なんのへんじもありません、わたしもちか／＼こちらからぬけてゆくで、そんなつもりではなしもあるで、⑬おばさんもごしよちですやろ、せきやにはわたしのほしもんはみなやるとゆいなされたやろね、⑭きものはまだくもらはねばごしよちがでけません

せばでみちゆきも一枚
(狭布) (道行/コート)

せばのよいはをりさらで一枚
(良) (羽織) (新)

せばのあはせさらで一枚
(秩父) (拾) (新)

ちぶふのはをりさらで一枚
(秩父) (拾) (新)

ちぶふあはせさらで一枚
(秩父) (拾) (新)

もすのさらでながはだこ一枚
(ウール) (新) (長肌/長襦袢)

ふゆのもんこりだけ一枚
(冬) (物) (これだけ)

じよふのひとよ一枚
(上布/麻) (単衣)

いせさぎのひとよ一枚
(伊勢崎) (単衣)

もすのゆはがり一枚
(ウール) (縮毛) (浴衣)

もすがながはだなつ一枚
(ウール) (長肌) (夏)

はかたのおひかたつだけ一本、さらで
(縮毛) (帯) (片風通)

ちりめんのちのよいのをし
(縮毛) (帯) (白) (染めていない縮毛)

でもよい、さらで「一反」買って
(縮毛) (帯) (品物) (出来なければ) (布金)

され、きもの、かすはこれだけでもろてくれ、一度にはいらんし、⑮これだけのしなもんがでねはおかねで百円もろてくだされ、⑯あまりせきやにもわたしやおもうてなんのへんじ一ツもくれづにはくじよなことはかりな
(返事) (薄情)

さる
(39-3)

まず、傍線②に「せきやのうちのおとうつさん」のいうことをきいて「つとめ」に出てこんなに苦勞をしているとあるように、小梅の身売りには「せきやのうちのおとうつさん」が深く関わっていたようである。「しよはいはしませんのに」(傍線⑤)は、「せきや」にいわれなければ身売りをしなかつたということだろうか。「せきや」がいかなる人物であつたのかについて、残念ながら現時点ではそれを明らかにしうる関連資料を見出せていない。ここでは、いくつかの可能性を想定しつつ、小梅にとって「せきや」はどのような存在であつたのかを考えてみたい。

まず、「せきやのうちのおとうつさん」「せきやのおとうつさん」という呼び方から実父である可能性は低いだろう。養父か、法的に養父でなくとも擬似的に父と呼ぶような関係であつたと推察される。

一八九四年(明治二七)に制定された石川県の「貸座敷及娼妓取締規則」
 「石川県警察部 一八九五」は、娼妓になろうとする者に対し、住所・氏名・生年月日等の詳記とともに、「本人及父母、若シ養女ナルトキハ養父母、実養

父母共ニ存セサルトキハ最近ノ親族二名以上、親族亦存セサルトキハ確實ナル保証人二名以上及紹介人並ニ寄寓セントスル貸座敷主ノ連署シタル願書」を警察に提出することを義務づけた(第二八条)。くわえて、実父母・養父母・親族等の「承諾」が無い、「保証人ノ確實ニアラス」と判断された場合は鑑札が下りなかった(第二九条)。

別の手紙で小梅は、小原に住み替えの斡旋を催促しつつ、「どうぞせきやでたので、はん(判)をもろてせわ(世話)をしてください、たのみます(3582)」と書いている。すなわち、小梅は「せきや」の「はん」(了解)無しに住み替えることはできなかったようである。右の規則と合わせて考えれば、「せきや」はやはり養父か、そうでなければ「確實ナル保証人」のいずれかであったと考えられる。小梅に実親や親族などの身寄りはなかったのだろう。

傍線⑥には、小梅がなぜ敦賀遊廓に住み替えたかが書かれている。すなわち、「せきやのおとうつさん」の熱心な説得に対して小梅は、「おとうつさんにいろく(いろく)とながらくおいてもろたしとおもつて」敦賀遊廓に住み替えることを承知したという。つまり小梅は、「せきや」に世話になったことに恩義を感じていたために住み替えを承諾したというのである。「せきや」は小梅をどのよう(よう)に口説いたのだろうか。傍線③で小梅は、小原も承知のとおり「せきや」は欲しいものはみなやると約束したはずだと主張している。

しかし、小梅が敦賀から輪島遊廓に住み替えたときに連絡が途絶えてしまったという(傍線⑦⑧)。詳細は不明であるが、輪島遊廓への住み替えは「せきや」の意向に沿ったものではなかったのかもしれない。騙されたと知った小梅は驚き(同④⑩)、自身の身売りから利益を得ておきながら(同③⑧)、「いまではなにをゆふ(ゆふ)てきても(も)知らん(知らん)かほ(かほ)(同⑨)で、「わたしやおもつてなんのへんじ(返事)一ツもくれ(くれ)づにはくじ(薄情)よな(よな)ことばかりなざる(同⑬)」(同⑬)と、自分を

ないがしろにした「せきや」に悔しさと怒りを禁じ得なかった。この長い手紙は小原になかだちを依頼するもので、手紙に列記した着物をよさなければ到底納得できず(同⑭)、そうでなければ一〇〇円をもらつてきてほしいと訴えた(同⑮⑯)。

ここで小梅が「せきや」は自身の住み替えから数百円の利益を得るのだから、それに見合う対価を支払うべきだと主張していることは注目してよい。「せきや」の態度や行為の不当性を認識し、さらに「こんなひどいこともみんなせきやのためですね」(同⑩)とあるように、自身が搾取されていること、自覚さえ示されており、そこに近代公娼制度を内破する可能性が胚胎されていると思われるからである。

しかしながら、小梅が「せきや」に対して抵抗を続けることはきわめて困難であった。次に引用する手紙で興味深いのは、「せきや」に対する小梅の相反する感情と態度である。

(史料2)

①おばさん、せきやにいくらかかねをおくりてくださいとゆふても、かねも(金)おくりてもこんし、わたしもまことによはりおりますね、どうかたのみます、又おばさん(安八百)やすや(やすや)をにもわたくしをいらんのかね、どうかたのみます、わたくしもほんにかん(鑑札)さつもおりんし、よはりおりますね、どうしても五円いるしたのみます、くれ(くれ)もさむくなりますし、おばさん、たのみます、②どうかせきやさん(返事)もわたくしもいろく(手紙)とたのんでてがみをだしましたけれども、なんのへんじ(返事)もないしどうかたのみます、もう五円たのみます、おばさん、やすや(安八百)をいも、どうしてくださされたやら、わたくし(返事)もさんねんなやら、③あちらい(鑑札)いてもかん(鑑札)さつもおりんし、こちらいきて

もかんさつ(一厘)もおりんし、なさけない、しんでまうほどつらいし、こづかい(小遣い)も一リン(一厘)もないし、どうかたのみますね、さむくなるし、きものも一枚もしたてたいし、こづかい(小遣い)もないし、又④せきやにかつてあまりくね(薄情)はくじよなね、おぼさん、どうかたのみます(略)せきやからどうか五円おくりてください、はんこもわすれてきましたでたのみます、⑤どうかくれぐもせきやいたのんでください、たのみます、おぼさん、たのみます、くれぐも

(43-1-12)

手紙にある「安八百」は、輪島遊廓に住み替える前に小梅が抱えられていた敦賀遊廓の安八百楼のことで、このころの小梅は安八百楼に戻ることを切望していた(後述)。住み替えの斡旋とともにこの手紙で小梅が繰り返し「たのみます」と訴えているのは、「せきや」からの送金である。何度も手紙を出したのに何の返事もよこさない(傍線①②)「せきや」の薄情さに小梅は呆れ、憤りを隠さない(同④)。ほかの手紙でも小梅は、「せきやにもかねの五円ぐらいくくりてくださいでも(て)ほんは(て)しませんやろに」(43-5-5止)などと、「せきや」の薄情さを詰っている。

しかしながら、どれほど憤りを感じたとしても小梅が「せきや」との関係を断ち切ることは容易ではなかった。そもそも小梅を身売りさせ苦境に追い込んだのは「せきや」だったが、窮地の小梅が頼みにできるのも「せきや」しかなかったからである。小梅の鑑札(娼妓稼業許可)はなかなか下りず、冬が訪れるまでに着物の一枚も仕立てたいのに小遣い銭は一厘もなかった(傍線③)。情けない、死んでしまうほどつらいという状態で小梅は、「どうかくれぐもせきやいたのんでください」(同⑤)と懇願するしかなかった。

第二節 小梅と小原

小梅が「せきや」との関係を断ち切ることができなかった背景には、周旋業者である小原の存在もあつたと思われる。次に引用する手紙には、小原が小梅と「せきや」の関係をどのように調整し、周旋業者として利益を得ていたかを知る手がかりが示されている。

(史料3)

(前略) 又おてがみもみましたけれども、まことにせきやのおとうつさんにしんぱいをかけ、わたくしもこれがさいなんか、又きのどくなやら、みんなくこうしんぱいをかけて、まことにきのどくなし、どうかおぼさん下のほーに(安八百)てもなけねはやすやを(安八百)にも、せきやのおとうつさんのころひとつで(彦根)ひこねでも(彦根)いことおもいます、なるだけおぼさんのところの(方に)ほーいゆきたいで、どうか一日もはやくたのみます(後略)

(48-5)

察するに小原は、小梅を宥め、慰め、そして「せきやのおとうつさん」を庇うような内容の手紙を書いたのかもしれない。それを読んだ小梅は、心配をかけたと申し訳なく思い、「せきやのおとうつさんのころひとつで」住み替えると小原に伝えた。

小梅のもとには複数の周旋業者が出入りしていたようだが、右に引用した手紙の後半には、なるべく「おぼさん」(小原)の斡旋で住み替えたいと書かれている。小原宛の手紙であることは十分に考慮しなければならぬが、次に述べることから推測すれば、額面通りにも思える。

女性たちは、よりマシな環境の貸座敷・料理屋に住み替えるために、なるだ

け親切で信頼できると思う周旋業者に依頼しようとした。井〇初¹⁰は、「又私ことどこぞへかわりたいと思つて、ほー^(用)ばいどこかいゝところがないかたづねたら、野町乃森〇乃薫さんがあなた様乃ところがいゝといわれたゆへ、どうぞ御願申ます」(43-53)と、朋輩の森〇に相談して勧められたので、小原に住み替えを斡旋してもらおうとして手紙を書いたという。「芸娼妓紹介簿」によれば、森〇は小原の斡旋で少なくとも五回住み替えている。

小原が書いた手紙は小原文書に残されていないので、内容は彼女たちの手紙から推測するしかないが、小原は頻繁に返事を書き、ときには求めに応じて直接会いに行くなどしてずいぶん面倒をみていたようである。小原文書に住み替えの斡旋を依頼する娼妓・芸妓の手紙が多く残されていること自体、彼女たちが小原によせる信頼や好感を物語つていよう。小梅も小原を信頼していたからこそ頻繁に手紙を書き、「せきや」とのあいだを取り持つてもらおうとしたのだらう。考えてみれば「せきや」からの送金を手配することは周旋業者の役割とはいえない。しかし前稿「人見 二〇二二」でも、娼妓は稼業の苦痛のみならず、家族関係の悩みまで小原に相談していた。小原は、周旋業と直接関係しない内容であっても親身に聞き、彼女たちの不安や苦痛を慰め、信用を獲得していったと思われ¹¹。小原がほかの周旋業者より有利であったとすれば、面倒見の良さで女性たちの好感と信頼を得ていたからであらう。

しかしながら、小原の行為は周旋業者としての役目を果たすためであり、単なる親切心からだけではなかつただらう。小原は、彼女たちに住み替え先を紹介することで手数料収入を得ていた。また、取引先の貸座敷業者との交渉をまとめるためにも一度紹介した女性と関係を維持しておくことは重要であつた。新たに抱主となる貸座敷業者は投資した金額(前借金)を確実に回収するため、前借金額を適確に算定できる周旋業者を信用したはずである。したがつて

周旋業者が一度紹介した女性たちとの関係を維持することは、女性の「働きぶり」やトラブルを抱えていないかなど、住み替え時の前借金額を算定する根拠を得るために必要だつた。「外村 二〇三二・三三二・三三五」。さらに、逃亡や廃業を防ぐ目的もあつた。女性が前借金を返済する以前に逃亡した場合、捜索や債務の督促は周旋業者の「慣習的責任」とみなされていた。「中央職業紹介事務局 一九二六・六一」。

小原が小梅と「せきや」を仲介したのも、周旋業者としての利益のためであつたとみるべきである。じつのところ、小梅が苦境を脱するためには「せきや」との関係を断ち切り、廃業するしかなかつただらう。しかし、先にみた手紙(史料3)では、小原はむしろ小梅が「せきや」に依存し続けるよう仕向けていた。小梅の住み替えから利益を得る立場にあつた小原にとつて、小梅が「せきやのおとうつさんのこころひとつで」住み替えるとなれば、きわめて都合がよかつただらう。

第三節 小原と「せきや」

ここで、小原と「せきや」の関係についてもみておきたい。次に引用する手紙がいつ書かれたかを確定することは難しいが小原と「せきや」の関係や、「せきや」がどのような人物であつたのかを推測する手がかりをふくむと思われる。

(史料4)

小原のおばさんに一どはまりた^(鑑)こんなかんさつ^(受)のうからんもん^(者)を
うり^(売)つけて、せきやと小原とひどい^(静)いさかい^(い)をしていますと、もりやま
んがゆふてう^(夜)ちいみなゆい^(い)ましたら、うちにもせきやと小原とは^(廣)らくんで

いるのやろと、わたくしにもゆいましてたけれども、わたくしもしりません
とゆいましたね（後略）

(43-44)

右の手紙によると、「せきや」が小原にどうにも鑑札の下りない小梅を売り
つけたため二人が諍いをしている、あるいは小原と「せきや」が共謀して小梅
を売りつけたなどと小梅に当てこする人がいたようである。真偽のほどは不明
ではあるが、ここで「せきや」が小原をだまして小梅を売りつけた、あるいは
小原と共謀して小梅を売りつけたなどと噂されるような人物であったことは興
味深い。なぜなら、「せきや」が小原と同業の周旋業者であったか、あるいは
元の抱主（貸座敷業者、芸妓置屋など）であった可能性が示唆されているよう
に思われるからである。¹²

そこで次に、「芸妓紹介簿」から、養父母など親族以外が娼妓・芸妓の証
人（保証人）である事例を検討し、とくに保証人が貸座敷業者あるいは周旋
業者である場合に、それが女性にとつてどのような意味をもっていたのかを
考えてみたい。

第四節 「芸妓紹介簿」にみる保証人と娼妓・芸妓の関係

表1・2は、「芸妓紹介簿」にある娼妓・芸妓と証人の関係を年齢別に示
したものである。ここから、娼妓・芸妓のいづれにおいても実父が証人となる
場合が多く、娘の身売りの背景に親の生活苦があることがうかがえる。実父以
外では、実母がそれに次ぐ。主な稼ぎ手である父親の不在は経済的困窮の大き
な要因になったと思われる。また、続柄において長女が多くを占めるのは、年
長の女子が一家の生活苦のために身売りを強いられた結果であろう（表3）。

表1 娼妓と証人の関係

年齢	実父	実母	実姉	実弟	叔父	親類	養父	養母	不明	無し	保証人の記載なし	合計
18	2	2						1	1			6
19	3						1					4
20		1					1	2		1		5
21	5	3						1	2			11
22	3											3
23	2	1			1			1				6
24	1	1							1			3
25	1	1							1			3
26	1											1
27	1	2	1	1						1		6
29	2					1			1			4
30	2	1										3
32	1	1							1			3
33											1	1
不明	1											1
合計	25	13	1	1	1	1	2	5	8	2	1	60

注1) 「芸妓紹介簿」より作成。
注2) 「不明」は該当の記載がないもの。
注3) 住み替えや再稼業のため「芸妓紹介簿」に複数回登場する女性の場合は、
初出のものを示した。
注4) 証人が二人の場合は、最初に記載された証人との関係を示した。

注目したいのは、養父・養母をふくめ親族以外が証人である場合が少なく
なったことである。娼妓のうち親族以外が証人である場合（養父母および該当
の記載がなく表では不明としたもの）は計一五人で全体の二五%を占める。芸
妓のうち養父母は計二十七人（約二四%）で、不明をふくめると計四〇人（約三
六%）にのぼる。芸妓の場合、とくに一〇代前半に多いという特徴がうかがわ
れるが、一〇代後半以降にも一定数みられる。
では、養父母あるいは女性との関係が不明である場合、証人はどのような人

表2 芸妓と証人の関係

年齢	実父	実母	母	実兄	実姉	実弟	実妹	叔父	叔母	祖母	養父	養母	不明	無し	合計
12	1										1	1	1		4
13	4	1										3			8
14	6	1									2		1		10
15	8	1						1			3	3	2		18
16	8	3			1						2	1	2		17
17	4	1													5
18											1	1			2
19											1		2		3
20	3			1											4
21		1													1
22	1	2							1			1			5
23	1												1		2
24	1	2		1											4
25	1							1			1	2			5
26	1														1
27	1	1								1			1		4
28		1										2			3
29		1											1		2
30							1								1
31		1											1		2
32					1									1	2
34					1										1
35		1													1
不明	1	1	1		1	1					2		1		8
合計	41	18	1	2	4	1	1	2	1	1	13	14	13	1	113

- 注1) 「芸娼妓紹介簿」より作成。
 注2) 「母」と記載のある保証人は、石坂遊廓の貸座敷業者であるため養母の可能性がある。
 注3) 「不明」は該当の記載がないもの。
 注4) 住み替えや再稼業のため「芸娼妓紹介簿」に複数回登場する女性の場合は、初出のものを示した。
 注5) 証人が二人の場合は、最初に記載された証人との関係を示した。

物だったのだろうか。興味深いことに、「芸娼妓紹介簿」で貸座敷業者や周旋業者であったり、その関係者とみられる事例が複数あった。

表4に、娼妓のうち親族以外が証人とみられる事例を一覧にした。このうち、No.3の証人である梅〇き〇は金沢市石坂町の貸座敷業者で、梅〇宗〇郎は住所と姓からき〇と姻戚関係にあったと推察される。No.5の証人(山〇い〇)は、金沢市石坂町の貸座敷業者である山〇く〇と縁戚関係が推測される。また、No.13の後見人である関栄多郎なる人物は、自由民権運動で活躍し、金沢の政界にも影響力を持ったいわゆる侠客である「石川県 一九三二、石林 一九七二」。

表5は、芸妓について、証人が養父母あるいは不明であるものに親族以外であると推定される事例をくわえて一覧にした。「芸娼妓紹介簿」で貸座敷業者として名前が確認できるのは、No.9(吉〇茂〇)、19(勝〇三〇)、20(勝〇フ〇)である。勝〇三〇とフ〇は縁戚関係が推測される。No.30(南〇ク)と女性の関係は「母」と記載されているが、南は金沢市石坂川岸の貸座敷業者である。注目しておきたいのは、No.9の吉〇、No.19の勝〇はそれぞれ養父・養母となっていることである。

表3 娼妓・芸妓の続柄

続柄	娼妓	芸妓	合計
長女	13	29	42
二女	2	9	11
三女	5	6	11
四女	1	2	3
五女		1	1
実娘	14	7	21
姉	1	4	5
妹	5	5	10
実妹		2	2
養姉		1	1
母	1		1
孫		1	1
姪	1	1	2
養女	7	31	38
私生子		2	2
庶子	1		1
不明	9	12	21
合計	60	113	173

注) 「芸娼妓紹介簿」より作成。

表4 親族以外が証人とみられる事例一覧(娼妓)

No.	登録年月日	証人	女性との関係	住所	備考
1	1909.2.15	能○な○	—	石川県金沢市裏古寺町	女性の本籍は金沢市榎下町、のち石川郡上金石町、続柄は「平民戸主」とあり
	1909.7.5	田○定○郎	—	石川県石川郡野々市村	
2	1909.3.13	中○佐○	—	石川県金沢市並木町	米○き○は表5 No.20の証人
	1910.2.2	米○き○	養母	石川県金沢市助九郎町	
3	1909.7.13	梅○宗○郎	—	石川県金沢市石坂町	梅○宗○郎と梅○き○は姻戚関係か、梅○き○は金沢市石坂町の貸座敷業者 女性の本籍は金沢市木ノ新保四番丁、続柄は「平民」とあり
	1910.6.4	梅○き○	—	石川県金沢市石坂町	
4	1910.1.26	梅○き○	—	石川県金沢市石坂町	山○い○は表5 No.12の証人
	1910.7.11	能○ソ○	養母	石川県金沢市蛤坂町 寄留地金沢市石屋小路	
5	1910.12.2	山○い○	養母	石川県金沢市石坂町 寄留地石坂川岸一ノ小路	女性の本籍は金沢市裏安江町、続柄は「平民市次郎ノ妹」
	1912.7.1	本○ぬ○	—	石川県金沢市裏安江町 当時宗叔町四番丁	
6	1912.8.9	船○与○	養父	富山県射水郡西条村	女性の本籍は金沢市春日町、続柄は「平民戸主十三郎妹」とあり
	1913.7	石○外○男	—	石川県金沢市石坂町	
7	1913.9	高○治○郎	—	富山県高岡市城北	女性の本籍は証人と同じ、続柄は「平民」とあり
	1913.12.16	宮○久○郎	—	石川県金沢市彦三町	
8	1915.10.13	水○吉○衛	養父	石川県金沢市野田寺町	女性の本籍は記載なし、続柄は「戸主」とあり
	1915.7.18	谷○太○	—	石川県金沢市愛宕一番丁 当時三番丁寄留	
9	1915.10.1	澤○徳○郎	—	石川県金沢市北石坂新町	女性の本籍は金沢市北石坂新町、続柄は「平民戸主」とあり
	1916.9.15	関柴多郎	後見人	石川県金沢市北石坂新町	
10	1915.12.28	津○又○	養母	石川県金沢市梅沢町	
	1916.4.10	藤○ひ○	養母	富山県高岡市御旅屋町	

注1) 「芸娼妓紹介簿」より作成。
 注2) 一は該当の記載なし(女性との関係については表1で不明と分類したもの)。
 注3) 網掛けは貸座敷免許地内。
 注4) コシツクは、女性と姓が異なる証人。
 注5) 名前は原則として伏字を用いた。

表5 親族以外が証人とみられる事例一覧(芸妓)

No.	登録年月日	証人	女性との関係	住所	備考
1	1909.1.1	小○つ○	—	石川県金沢市油車町	女性の本籍は証人と同じ、続柄は記載なし
	1909.6.10	元○れ○	養母	石川県金沢市南石坂町	
2	1909.2.1	多○外	養母	石川県金沢市新堅町	
	1909.6.8	多○外	養母	石川県金沢市 寄留南石坂町	
3	1911.7.5	西○つ○	—	石川県金沢市新川除町 当時寄留石坂角場二番丁	女性の本籍は金沢市新川除町、続柄は「平民卯吉養姉」とあり
	1909.8.29	西○つ○	—	石川県金沢市新川除町 当時寄留石坂角場二番丁	
4	1910.12.16	野○て○	養母	石川県金沢市蛤坂町	1910.3.17の契約では娼妓
	1909.10.2	野○て○	養母	石川県金沢市蛤坂町	
5	1910.3.17	逢○清○	養父	石川県金沢市野町	庄○作○郎は金沢市野町の芸娼妓周旋業者
	1909.10	庄○作○郎	養父	石川県金沢市野町	
6	1909.11.19	林○三○	養父	石川県石川郡松任町西新	林○ては辰巳遊廓の貸座敷業者林○久○の隣番地に居住、No.15とNo.34の養母
	1910.3.9	林○て	—	石川県石川郡松任町西新	
7	1910.7.13	林○三○	養父	石川県石川郡松任町長巳	吉○茂○は辰巳遊廓の貸座敷業者、女性の本籍は石川郡松任町長巳、続柄は記載なし
	1910.4.14	吉○茂○	養父	石川県石川郡松任町長巳	
8	1914.4	永○重○	親族	石川県石川郡松任町長巳	1912.5.1以降の契約では娼妓
	1916.7.31	永○重○	—	石川県石川郡松任町博労町	
9	1910.9.6	六○与○郎	養父	石川県金沢市六斗林	
	1912.5.1	六○与○郎	養父	石川県金沢市六斗林	
10	1914.3	浅○歳○	養母	石川県能美郡小松町京町	
	1916.10.9	辻○三	—	石川県金沢市平野町	
11	1910.10.5	山○い○	養母	石川県金沢市石坂町 寄留地石坂川岸一ノ小路	山○い○は表4 No.5の証人
	1911.9.20	越○捨	養母	石川県金沢市石坂角場一番丁	
12	1910.10.12	越○捨	—	石川県金沢市石坂角場一番丁	越○捨はNo.14の証人、証人の二人目は実父で八○瀬○郎(金沢市宝船地町) 越○捨はNo.13の養母、証人の一人目は実父で越○久○衛(金沢市十三間町、女性の 本籍も同じ)
	1910.11.20	越○捨	—	石川県金沢市石坂角場一番丁	
13	1910.11.16	林○て	養母	石川県石川郡松任町長巳	林○ての住所は辰巳遊廓の貸座敷業者林○久○の隣番地、No.8の証人でNo.34の養 母、証人の二人目は実父田○太○郎(石川郡三馬村)
	1910.11.16	林○て	養母	石川県石川郡松任町長巳	
14	1911.2	津○信○	養父	石川県金沢市上松原町 当時寄留金沢市南石坂町	津○信○はNo.17の養父
	1911.2.1	津○信○	養父	石川県金沢市上松原町	
15	1911.7.12	米○外○郎	養父	石川県金沢市下川除町	津○信○はNo.16の養父、1911.7.12の契約では娼妓
	1911.3.8	大○ふ○	—	石川県金沢市下川除町	
16	1913.12.10	米○外○郎	養父	石川県金沢市下川除町	米○外○郎はNo.25の養父でNo.39の証人、大○ふ○はNo.26の証人
	1916.4.4	米○外○郎	養父	石川県金沢市下川除町	
17	1911.6.16	勝○三○	養母	石川県金沢市石坂川岸町 当時寄留金沢市笹下町	勝○三○は金沢市石坂川岸二ノ小路の貸座敷業者、勝○つ○(No.20)と縁戚関係ナ、 女性の本籍は金沢市石坂町
	1911.6.16	勝○三○	養母	石川県金沢市石坂川岸町	

No.	登録年月日	証人	女性との関係	住所	備考
20	1911.8.23	喜○与○郎	養父	石川県金沢市石坂川岸町	米○き○は表4 No.2の証人、勝○フ○は金沢市石坂町の貸座敷業者、勝○ミ○(No.19)と縁戚関係カ
		米○き○	—	石川県金沢市助九郎町	
21	1912.12.16	喜○与○郎	養父	石川県金沢市石坂川岸町	女性の本籍は福井市石場畑方、続柄は「平民せ○」とあり
		勝○フ○	—	同(石川県金沢市石坂川岸町?)	
22	1911.9	真○せ○	—	福井県福井市石場畑方	女性の本籍は福井市石場畑方、続柄は「平民せ○」とあり
		松○ツ○	—	石川県金沢市下川除町	
23	1912.6.17	中○み○	養母	石川県能美郡山上村	
24	1912.7.4	北○次○助	—	石川県金沢市石坂町	北○次○助は金沢市の芸娼妓周旋業者北○シ○と姻戚関係カ、女性の本籍は金沢市上今町、続柄は「平民」とあり
		安○久	養母	石川県石川郡野々市村	
25	1912.9.22	米○外○郎	養父	石川県金沢市下川除町	米○外○郎はNo.18の証人、女性の本籍は石川県石川郡館畑村、続柄は「平民戸主」とあり
		米○外○郎	養父	石川県金沢市泉寺町	
26	1915.4.5	大○ふ○	—	石川県金沢市下川除町	
27	1912.11.13	大○ふ○	—	石川県金沢市下川除町	
28	1913.2.28	岩○サ○	養母	神奈川県横須賀市横須賀町	
29	1913.10.6	野○佐○郎	実父?	石川県金沢市三間道	野○佐○郎はNo.42の証人、続柄は「平民要次郎養女」とあり
30	1913.12.28	加○つ○	—	愛知県名古屋市中区塩町	女性の本籍は名古屋市中区塩町、続柄は「平民 女」とあり
		南○ク	母?	石川県金沢市主計町寄留	
31	1914.4	土○ハ○	—	石川県金沢市石坂川岸一ノ小路(マ)	女性の本籍は証人と同じ、南○クは金沢市石坂川岸二ノ小路の貸座敷業者
32	1914.5.8	山○文○郎	養母	石川県金沢市弓ノ町	土○ハ○は金沢市の芸娼妓周旋業者、女性の本籍は茨城県真壁郡下館町
33	1914.9.13	桑○な○	養父	富山県射水郡新湊町放生津	
34	1914.9.15	桑○な○	養母	石川県金沢市石坂町	
35	1914.12.15	林○て	養母	石川県石川郡松任町長巳	林○ての住所は長巳遊廓の貸座敷業者林○久○の隣番地、No.8の証人でNo.15の養母、証人の二人目は実父樋○善○衛○(金沢市野田寺町)
36	1915.4.12	北○す○	—	石川県金沢市石坂町	女性の本籍は証人と同じ、続柄は記載なし
37	1915.10.25	酒○伊○郎	養父	石川県金沢市石坂川岸二ノ小路	
38	1915.11.15	山○か○	—	石川県金沢市三所町	山○か○はNo.40の証人、女性の本籍は石川県鹿島郡七尾町桶町、続柄は「平民戸主」とあり
		山○つ○	—	—	
39	1915.11.21	北○庄○郎	養父	石川県金沢市堅町	米○外○郎はNo.18、25の養父、女性の本籍は金沢市大柴免町(1916.4)、上牧町(1916.7.1)、続柄は記載なし
		米○外○郎	—	石川県金沢市泉寺町	
40	1916.5.23	山○か○	—	石川県金沢市三所町	山○か○はNo.37の証人、女性の本籍は石川県鹿島郡七尾町常盤、続柄は記載なし
		奈○外○郎	—	富山県東礪波郡井波町	
41	1916.5.25	野○小○郎	—	石川県金沢市三間道	女性の本籍は証人と同じ、続柄は記載なし
		野○佐○郎	—	石川県金沢市三間道	
42	1916.8.4	野○小○郎	—	石川県金沢市三間道	野○佐○郎はNo.28の証人、女性の本籍は金沢市石坂角場、続柄は「平民与三松養女」とあり
		野○佐○郎	—	石川県金沢市三間道	

注1) 「芸娼妓紹介簿」より作成。
 注2) 一は該当の記載なし(女性との関係については表2で不明と分類したもの)。
 注3) 網掛けは貸座敷免許地内および芸妓営業地内。
 注4) マシツクは、女性と姓が異なる証人。
 注5) 名前は伏字を用いた。

勝〇三〇は、「芸娼妓紹介簿」で貸座敷業者として確認できる時期が証人となっている時期よりも前であるため元貸座敷業者である可能性があるが、吉〇茂〇はその限りではない。¹³一八七二年（明治五）のいわゆる芸娼妓解放令は、養女や年季奉公の名目で女性を娼妓・芸妓にすることを禁止したが、その後も貸座敷業者でありながら養親となつて女性の身売りから利益を得る者がいたようである。しかも、それが「芸娼妓紹介簿」で確認できることは看過できない。前述のように「芸娼妓紹介簿」は警察が定期的に点検していたので、貸座敷業者が養親となることを警察が黙認していた可能性がうかがえるからである。

また、住所と姓から貸座敷業者と縁戚関係にあると推定されるのは、No. 8、15、34（以上、林〇て）である。林の住所は石川県石川郡松任町の貸座敷免許地（辰巳遊廓）内にあり、隣番地で貸座敷業者を営む林〇久〇との関係が推察される。林が証人となつていて女性三人のうち二人は養女である。No. 12（山〇い〇）は、前出表4 No. 5の証人にもなつていて、

No. 7（庄〇作〇郎）、31（土〇ハ〇）はいずれも金沢市内の周旋業者である。No. 23（北〇次〇助）は、住所と姓から周旋業者である北〇シ〇との姻戚関係が推定される。見過ごせないのは庄〇と土〇が女性の養親と記載されている点である。前出「芸妓及娼妓紹介人取締規則」は、「芸妓又ハ娼妓タラシムル目的ヲ以テ女子ヲ貰受ケ若クハ之ヲ寄寓セシムヘカラス」（第六条）として、周旋業者が娼妓・芸妓にすることを目的に養女にすることや寄寓させることを禁じていた。しかし、じつさいには周旋業者が養親となつて女性を身売りさせる場合があつたということになる。¹⁴

さらに、娼妓・芸妓いずれの場合であつても、姓の異なる複数名の証人となつている者（米〇き〇、米〇外〇郎、大〇ふ〇、山〇か〇、野〇佐〇郎）

や、貸座敷免許地（遊廓）・芸妓営業地に住所があるか寄留先としていてる者が少なくなかつた。住所があるからといって貸座敷業者や芸妓を抱える料理屋等であつたとは限らないが、性買売に関連する業種を営んでいた可能性は高いだろう。また、ここで貸座敷業者や周旋業者であつたと判明したのは小原の「芸娼妓紹介簿」で確認できた場合に限られるので、業者である事例はさらに増える見込みがある。

以上、前稿「人見 二〇二二」では「家」の犠牲となつて身売りせざるを得なかつた娼妓の事例をみたが、帰属する「家」をもたない女性に対しては、周旋業者や貸座敷業者が直接身売りにかかわる場合があつた。すなわち犠牲を強いる「家」と切り離されていてもなお自身の身売りから利益を得ようとする者たちが存在していて、女性がそこから逃れることの困難がうかがわれる。身寄りのない小梅にとつて「せきや」は恩義を感じる相手であつたし、稼業を続けようとする限り「せきや」に頼らざるを得なかつた。小原は、小梅に寄り添うように見せかけつつ、「せきや」に依存し続けるよう仕向けることで利益を得ていた。以上をふまえて第三章では、小梅が住み替えを望む背景を検討するとともに、住み替えをめぐる小梅の具体的な要望の分析を通じて娼妓の主體的な営為の内実について考察を深めたい。

第三章 住み替えをめぐる小梅の手紙

第一節 小梅はなぜ住み替えを望むのか

本節では、輪島遊廓で書かれた手紙を中心に小梅が住み替えを望む理由を検討する。前稿「人見 二〇二二」の娼妓と同様に、小梅が住み替えを望むもつとも大きな要因は借金の返済であつた。前借金の返済がその精算方法や利子などのためにきわめて困難であつたことは多くの指摘がある。「中央職業紹介事務

局 一九二六、小野沢 二〇一〇、人見 二〇二二a、人見 二〇二二bなど。くわえて、稼業上の経費や親への仕送りのため、年期中に追借金がふくらむ場合がしばしばあった「齊藤 二〇一四」。

小梅が「二日もはやくいきたい」と住み替えをしきりに催促するのは、月が変わると利息がつくためである（「らい月になると又りそくにになります」23-29）。第二章第一節でみたように小梅が頻繁に「せきや」に送金を依頼していたのは、日々の小遣い銭にも差し支える状態にあったからである。内務省警保局編『公娼と私娼』「内務省警保局 一九三二・二五八」によれば、石川県では前借金を「年定期」で精算していたという。「年定期」では、稼高（娼妓が性を売った代金）にかかわらず年満了によって（のみ）前借金を償却したとみなされる。他方、年期中の稼高はすべて業者の所得となり娼妓に配分されなかった¹⁵ので、稼業上の経費や生活費のために追借金を余儀なくされた¹⁶。前借金の精算方法からみれば、小梅がつねに金銭に不自由していたのも当然だった。

後述するように、なかなか鑑札が下りず思うように稼業できない小梅を疎ましく思っていた楼主（抱主）は追借金に応じてくれなかった¹⁷ので、小梅は質屋からの借り入れで凌いでいた（235）。しかし、着物などの質物を引き換えとする貸付にはおのずと限界があり、そうなる¹⁸と小梅が頼みにできるのは「せきや」しかなかった。

小梅が追借金を重ねたのは、輪島遊廓特有の事情もあった。輪島遊廓に住み替えた直後に小梅は三味線を購入している。

（史料5）

①おばさん、わたくしはしやみせんこうたしもはこつかいせんないし、
つつかいがみもなにやらこまかしいもんほしいし、②又けいこするふだも

かはんならんけれども、このてがみつきたいせきやでたのんですぐお

くつてもろてくれ、たのみます、しよばいもろくにでけんし、③わじまは

どんなことしてもしやみせんをひかなはやらんで、④わたくしもこんな

ところで一ツはじかいてもしやみせんをならいます、いしよけんみになり

て、どうかざしいきでてひかれるもんだだけでも、かねすこし、

けいこのふだこうていしよけんみになりてはたらいておりますで、どうか

たのみます、このてがみつきたいおかね五円だけおくりてください、た

のみます、（略）⑤いらんかねつかいません、⑥まいにち三どもけいこに

いしよけんめになりますで、どうかたのんで、すぐかねを五円、どう

かたのみま、⑦らいねんまでしやみせんひいて、こんどはどうかのげぎど

ころいゆきます、おばさん、たのみます、くれぐもせきやいたのんで、

一日もはやく、かね一銭もなしできても、⑧まもなくほうばいにかねをか

りて、おばさんのところいてがみだすのに十銭もほうば（後欠）

（39-7）

手紙によれば、切手代まで朋輩に借りなければならぬほどの窮状（傍線⑧）にもかかわらず小梅が三味線を購入したのは、輪島遊廓ではどうしても三味線を弾かなければならなかったからである（同③）。しかも、三味線を「けいこするふだ」まで購入させられている（同②④）。そのため、無駄遣いしていないのに（同⑤）、遣い紙さえ買えない状態であるという（同①）。小梅は「はじかいても」「まいにち三どもけいこにいしよけんめになります」と健気に練習に励んでいるようであるが（同④⑥）、来年には住み替えたいと望んでいる（同⑦）。なお、小梅はこれまで三味線を持っていなかっただけでなく、弾くこともできなかったようである。このことから小梅は、通常は三味線を必

要としない娼妓であったと推察される。

また、鑑札がなかなか下りず思うように稼業できなかったことも追借金につながったと思われる。輪島遊廓でなぜ鑑札が下りなかったのかについては、「こんなにもわじまのけいさつでもいろいろとゆはれるし」(178)とあるのみで、どのようなやり取りがあつて警察が許可しなかったのか判然としない。あるいは「じみしよのとりしまりやでなをわたくしもおきのどくなし」(358-3)とあるように、事務所の取締に何らかの関連があつたのかもしれない。ただし、「わたくしもこうしてかんさつなしでしよばいをしていませう」(43-5-5止)とあるように、輪島遊廓で小梅は無鑑札のまま営業を強いられていた。のちに鯖江遊廓に住み替えてからは梅毒が進行し、治療費や薬代のためにさらに追借金がふくらんだ(第四章)。

ところで前稿「人見 二〇二二」では、小原が、自身が斡旋した娼妓・芸妓やその家族に金銭を貸し付け、利子で儲けていたことをみた(「金銭入覚帳」40)。しかし、小原が小梅に金銭を貸し付けたようすはみられない。その理由は不明であるが、推測するとすれば、ひとつは貸倒れを避けるためであろう。小梅は追借金を重ねるばかりで思うように稼業できず、のちには梅毒にも罹患している。また小梅には、本人が返済できない場合に代わりに弁済させるための親族がなかった。さらに小原が金銭を貸し付ける目的のひとつに女性を経済的拘束のもとにおき続けることで利益を上げることにあつたとすれば「人見 二〇二二 a」、すでに「せきや」がその役割を果たしていただろう。小原には、小梅を「せきや」に依存させ続けることで得る利益があつたことは先にも指摘したとおりである。

追借金を重ねるばかりで鑑札は下りず、三味線もろくに弾けない小梅を楼主が快く思うはずがなかった。

(史料6)

(前略) しまみせんもひけんし、おやかたさんにもごきげんのいらんよー
なはなしをほかでしておいでるし、わたくしもひとり、ころがさみしく
なります、どうかはなしをして、いままことによはりています、
おやかたいもかみをかいたいでかねをかしてくだされとゆいまして、か
してはくれず(後略)

(43-5-5止)

楼主に疎まれてわずかな金額の追借金さえまならず、「わたくしもひとり、ころがさみしくなります」という小梅が住み替えに望みをつなごうとしたのは当然であつただろう。くわえて小梅は、「わたくしもこうしてながらくあそんでもいるし、うちにもおきのどくなし」(398)と楼主に申し訳なさも感じていた。みてきたように住み替えはたしかに小梅自身の望みであつたが、その背景には前借金の返済にくわえて、輪島遊廓特有の事情や無鑑札のまま営業せざるを得なかつたことによる追借金の増加やそれらを快く思わない楼主との関係があつた。

第二節 住み替えをめぐる小梅の要望——住み替え先・前借金・年期

本節では、輪島遊廓で書かれた手紙から、住み替え先と前借金および年期をめぐる小梅の要望を検討する。先述したように、輪島遊廓に住み替えた直後の小梅はもといいた敦賀遊廓の安八百楼に戻ることを切望していた。その理由のひとつは、「又わじまはおきやくのこすいところで、くるくとおもふようなきやくがおもふです、つるがみたよーなきやくはないし」(43-5-5止)とあるように、敦賀遊廓と違い輪島遊廓の客は金銭に細かく、また、見込んだ客がな

かなか来てくれないからだという。

敦賀遊廓は、敦賀港の一面に位置していた。中世以来の要港だった敦賀港は、一八九六年（明治二九）に「開港外貿易港」に指定されると、敦賀—ウラジオストク間定期航路の開設（一九〇二年）、港湾整備の進展などにより、日露戦争前後から大正期にかけて対ロシア貿易を中心とする国際港として発展した。「福井県 一九九四、敦賀市史編さん委員会 一九八八」。一九〇九年（明治四二）発行の『敦賀繁昌誌』に掲載された藤村楼、松林亭、三榎楼、中民楼、清風館、朝日亭といった貸座敷の広告には、Bohnaの文字や妓楼名のローマ字表記もみえる。同じく『敦賀繁昌誌』所収「敦賀美人写真画」（芸妓の写真集）のキャプションは、日本語表記の妓名にローマ字を併記している。

また、国内鉄道網の整備によつて関西・東海地方の商工業都市とむすばれたことで敦賀港は、シベリア鉄道を通じて欧州各国と最短ルートでむすぶ国際貿易港として有利な地位を固めていった。「敦賀市史編さん委員会 一九八八」。日清・日露戦争、シベリア出兵といった対外戦争では、軍隊の通過港として利用された。日清戦後に第十八旅団司令部・第十九連隊が設置されると、敦賀は「軍都」としても重要な位置を占めるようになった。「敦賀市史編さん委員会 一九八八、井筒 二〇一四」。こうした事情を背景に敦賀遊廓は、福井県内で最大規模の遊廓であった「ふくい女性の歴史編さん委員会 一九九六」。

輪島遊廓もまた港町の一面にあった遊廓だが、敦賀とはずいぶん様相が異なる。敦賀港と同様に起源を中世にまでさかのぼることができる輪島港は江戸時代には北前船の寄港地として栄え、素麺や輪島塗といった特産品が輪島港から各地に搬出された。しかし近代に入ると、港湾としての整備や鉄道の開通が遅れたこととでしだいにその地位を低下させていった。「輪島市史編纂専門委員会 一九七六」。

表6に、敦賀遊廓と輪島遊廓の貸座敷数・娼妓数・芸妓数の推移を示した。

これを見ると貸座敷数と娼妓数で敦賀遊廓が圧倒しており、規模の違いは明らかである。ただし輪島町の芸妓数は、貸座敷以外の芸妓をふくむため単純な比較はできない。とはいえ、『全国遊廓案内』（日本遊覧社、一九三〇年）によれば、北陸三県（石川県、福井県、富山県）の遊廓は芸妓が主体であったという。すなわち、芸妓が「どしどし」と安価に発展して、娼妓の領分を侵食するので、自然娼妓の必要が無くなり、楼主の方でも売れない娼妓よりは売れる芸妓の方が割得なので、何処の貸座敷でも大抵皆芸妓を置いて居る。芸妓のみか置かない家も沢山ある」（二八八頁）という。

輪島遊廓にはその傾向がよくあらわれており、一九三〇年代後半には娼妓を置く貸座敷はなくなった。一九二六年（大正一五）以降の統計しかないが、遊興人員においても売上においても芸妓が娼妓を圧倒している（表7）¹⁸。ただし、「芸妓は娼妓と略同様の事をして居る」（同二八二頁）とあるように、芸妓も娼妓と同様に性買売を強いられていた。逆に言えば、娼妓が芸妓と同様の接客を求められる場合もあっただろう。小梅が輪島でどうしても三味線を弾かなければならなかった背景には、娼妓と芸妓の境界が曖昧であった輪島遊廓の性格が関連していたと思われる。

他方で敦賀遊廓は、規模において輪島遊廓を凌駕しているだけでなく、一九二〇年代半ばごろまで娼妓数と芸妓数が拮抗しているところに特徴がみられる。また、一九二〇年代から一九三〇年代半ばまでの貸座敷一軒あたりの娼妓数は一・三〇・九人である。本節の冒頭に示した小梅の実感が事実であると断定できないが、敦賀遊廓と輪島遊廓の性格の違いは客層や客足にたしかに影響を与えただろう（もちろん、客層によつて遊廓の性格が規定される側面もある）。

表6 敦賀町と輪島町の貸座敷数・娼妓数・芸妓数の推移（年未現在）

年	福井県敦賀郡敦賀町			石川県鳳至郡輪島町		
	貸座敷 (軒)	娼妓 (人)	芸妓 (人)	貸座敷 (軒)	娼妓 (人)	芸妓 (人)
1884				3	3	
1885				1	1	
1886				3	4	
1887				10	10	
1888				10	19	28
1889				9	15	39
1890				10	16	24
1891				10	14	24
1892				9	12	24
1893				15	15	
1894				13	13	
1895				13	15	
1896				11	15	
1897	57	113		7	9	
1898	64	121		8	14	31
1899	67	98		8	16	27
1900	66	90		21	50	76
1901	62	93		22	51	103
1902	64	78	73	22	42	93
1903	66	93	68	23	52	89
1904	63	91	71	23	50	55
1905	66	102	79	24	45	63
1906	67	89	79	25	55	80
1907	70	82	73	30	61	107
1908	67	94	66	32	62	98
1909	66	106	77	32	62	106
1910	67	113	76	28	60	91
1911	68	122	82	31	50	121
1912	69	120	83	30	44	123
1913	68	110	83	13	27	
1914	66	114	107	14	25	68
1915	66	116	80	16	26	88
1916	66	93	71	16	34	91
1917	63	79	73	14	32	81
1918	67	78	66	13	28	92
1919	67	72	66	15	33	87
1920	69	86	74	16	30	104
1921	68	90	73	18	30	122
1922	68	82	66	21	56	126
1923	68	82	83	20	51	149
1924	66	84	88	20	47	150
1925	64	86	90	20	45	149
1926	63	64	87	22	30	156
1927	63	64	91	20	23	146
1928	58	52	87	19	24	110
1929	56	56	77	20	11	118
1930	57	60	81	19	8	121
1931	57	58	83	19	4	122
1932	56	50	77	19	3	101
1933	53	52	72	18	2	102
1934	50	45	60	18		106
1935	45	41	78	17	1	87
1936	43	29	89	16	1	87
1937	42	27	99	16	1	90
1938	42	21	53	17		89
1939	41	22	87	17		77
1940	40	24	44	14		52

注1) 「福井県統計書」「石川県統計書」各年版より作成。
 注2) 輪島町の芸妓数には貸座敷以外の芸妓をふくむ。敦賀町は不明。
 注3) 空欄は該当のデータなし。

じつは、前稿「人見 二〇二二」の娼妓も住み替えを望む理由に客層や客足をあげ、住み替え先についても客層を重視していた。上客がなかなか来ないために借金の返済が困難だと考えていたからである。しかし前節でみたように、娼妓の借金返済が困難であったのは娼妓に圧倒的に不利な前借金の精算方法や追借金を必然とする搾取的な仕組みのためである。したがって、仮に小梅が望むとおりに金払いのいい客が頻繁に訪れる貸座敷に住み替えることができたとしても、状況が好転するとは限らなかったであろう。

もとの貸座敷にふたたび住み替えることがあり得たのかどうかは分からない。少なくとも「芸娼妓紹介簿」でそうした事例は確認できない。小梅は手紙

に「つるが(敦賀)のもとおりた橋本にしよち(承知)をせんで(3583)と書き、安八百楼とのあいだでなんらかのトラブルがあったことを示唆している。だとすれば、小梅がもとの貸座敷に戻ることは難しかったであろう。

それを理解したのか小梅は、鶴来遊廓(石川県石川郡鶴来町、現白山市)でも大聖寺遊廓(同江沼郡大聖寺町、現加賀市)でも七尾遊廓(同鹿島郡七尾町、現七尾市)でもいいが、「なるだけちかいところ」(485)に住み替えることを望むようになった。「こんどは(今度)どこかの(どこか)げぎ(長閑カ)ところいゆ(長閑カ)きます(長閑カ)」(前掲史料5 傍線⑦)とも書いているが、「のげぎ(長閑カ)ところ」の意味は不明である。じつさいに鶴来遊廓の貸座敷業者「泉谷や」が小梅を見に来たこともあったが、住

表7 輪島遊廓の娼妓・芸妓別遊興人員と揚代及酒肴料

年	娼妓		芸妓		遊興人員の娼妓比	揚代及酒肴料の娼妓比
	遊興人員(人)	揚代及酒肴料(円)	遊興人員(人)	揚代及酒肴料(円)		
1926	11,121	28,022	39,421	99,952	22.0%	21.9%
1927	8,092	22,297	33,942	93,290	19.3%	19.3%
1928	5,718	11,814	28,641	57,097	16.6%	17.1%
1929	4,338	8,343	25,574	50,633	14.5%	14.1%
1930	2,433	4,653	23,218	44,840	9.5%	9.4%
1931	836	1,472	17,216	35,160	4.6%	4.0%
1932	155	425	15,047	25,698	1.0%	1.6%
1933	394	502	17,174	24,803	2.2%	2.0%
1934	290	376	14,749	29,307	1.9%	1.3%
1935	144	138	14,795	29,494	1.0%	0.5%
1936	222	327	15,846	26,252	1.4%	1.2%
1937	182	245	16,761	25,270	1.1%	1.0%
1938	88	157	19,472	28,500	0.4%	0.5%
1939			29,412	63,290		
1940			21,858	50,844		

注)「石川県統計書」各年版より作成。

み替えにはいたらなかった。

小梅が福井の遊廓(福井遊廓か、福井県内の遊廓かは不明)を希望したのは、福井の遊廓が「月給制」であることと関係していた。前出の『公娼と私娼』『内務省警保局 一九三二・一〇〇』によれば「月給制」は、前借金の精算方法のひとつで、通常の意味の月給制とは異なる。まず、娼妓契約のさいに取り決められるという「給金」(月給)は「不変」で、稼高が多いからといって「昇給」するものでも、少ないからといって「減給」されるものでもない。前借金は、毎月「給金」の分だけ償却されたとみなされる。要するに「給金」の実態は、前借金の総額を年数の月数で割り、毎月返済されると仮定された金額にすぎない。したがって、年満了まで廃業することはできず、事実上「年定期」と変わらなかった。しかも、年定期中に娼妓の所得はなく、稼業上の経費や生活費を遊客の祝儀でまかなわなければならなかったことも、「年定期」と同様であった¹⁹。福井県では、一九二六年(大正一五)に内務省主導の公娼制度改革で「歩合制」が導入されるまで、前借金は「月給制」によって精算されていた²⁰。

しかし、日々の小遣い銭にもこと欠き借金がふくらむ一方の小梅に「月給制」は魅力的にうつっていたようである。

(史料7)

(前略) どうかして福井のほーいでもぎぎゆを十六、七円もだしてくれ、ば、福井のほーいでもはんきいってしやきもせんと、どうでもすこしにして、又やすやをさんからもつれにきてもらうようにして、おばさんのしよかいらようもわたくしのほからもとらずにして(中略) 又金沢のひがしでもゆけばよいけれども、福井げきゆもよけたすし、どうかはや

くたのみます、はやくたのみます

(3583)

この手紙で小梅は、福井の貸座敷で「月給」を一六〇七円も出してくれるところがあれば、半年ほどでなんとか借金を減らし、その後安八百楼に戻りたいと書いている。また、紹介料も抱主の負担にしてもらいたいという。どうやら小梅は「月給」を月々の所得のように誤解していたのではないかと思われる。しかしながら、前述のように、「月給」は月単位の給金ではなく、前借金のうちから毎月返済されると仮定された金額にすぎない。年期中に娼妓の所得はないので、稼業や生活に必要な費用は追借金となる可能性が高い。

仮に小梅が望むとおりに「月給」を一六〇七円に取り決め、年を半年とすれば、前借金は九六〇二円となる。はたしてこのような条件での契約は可能だったのだろうか。

「芸娼妓紹介簿」に記された延べ一〇〇人の娼妓の前借金は平均約三三四円（最高九五〇円、最低五〇円）で、年間は平均三〇〇ヶ月（最長五六ヶ月、最短四ヶ月）である。中央値も平均とほぼ同じである。年が一年以内の者はわずかに四人である（四ヶ月一人、一〇ヶ月二人、一一ヶ月一人）。また、前借金を月割りにして一六円を超える者は一〇人しかいない（最高額は二三三〇銭）。その場合、年間は平均三ヶ月（最長五〇ヶ月、最短一ヶ月）となった。すなわち、前借金額が高くなれば年間は長くなる傾向がみられた。鑑札がなかなか下りないまま追借金だけを重ねていた小梅が好条件で住み替えられるとは考えにくく、小梅の望みは実現性に乏しかったと言わなければならない。

大聖寺遊廓への住み替え話があったときには、「もちいしよにして十五円ぐら^(月給)いのげきゆにしてすこしたかくゆてくだされ^(持ち衣装)」(396)と書いている。「芸娼

妓紹介簿」の「摘要」という項目には、抱主と娼妓・芸妓のどちらがどういった経費を負担するかが記されている。すなわち、抱主の負担が大きい順に①諸経費（衣服・税金・食料・諸入費²²）をすべて抱主が負担する場合、②「通常衣服」のみ本人が負担し、「出衣裳」を含むその他の経費を抱主の負担とする場合、③「衣服」は本人が負担し、残りの経費を抱主の負担とする場合、④自稼ぎがあった。自稼ぎの場合の負担割合は具体的に記されていないが、諸経費をすべて本人が負担することだろう。

内務省警保局編『公娼と私娼』「内務省警保局 一九三一」所収の金沢市の娼妓契約書には、「客席ノ着物」と「平生ノ着物」を業者と娼妓のどちらが負担するかを書く欄がある。それぞれ「出衣裳」と「通常衣服」に対応すると考えられる。③は、「出衣裳」か「通常衣服」にかかわらず「衣服」は娼妓・芸妓が負担するという契約で、これが「持ち衣装」をさすと考えてよいだろう。

表8から、「持ち衣装」の契約では、前借金が高くなる傾向がうかがえる。小梅は、「持ち衣装」とすればより高い「月給」を設定できると知ってそのように望んだのかもしれない。しかしながら、「持ち衣装」はすべての衣服を自分で購入しなければならぬので、衣服代のために追借金がかさむ可能性は高い。齊藤俊江が分析した飯田遊廓の「計算帳」では、衣服にかかる費用は娼妓の支出総額の約三割を占めていた「齊藤 二〇一四」。

小梅が、「月給制」の仕組みや「持ち衣装」のリスクを理解したうえで小原に要望を伝えていたのかどうかは分からない。少なくとも、稼業を続けなければならないほど借金が増えていくというプレッシャーのなかでの希望であったことは考慮されるべきだろう。そこには、長期的な展望よりも、ともかく現状を脱却したいという小梅の焦りのような思いをみてとることができる。

表9 鯖江遊廓の貸座敷数・娼妓数・芸妓数の推移（年末現在）

年	貸座敷(軒)	娼妓(人)	芸妓(人)
1897	8	22	
1898	9	26	
1899	12	28	
1900	16	35	
1901	13	34	
1902	13	45	51
1903	13	46	51
1904	13	43	51
1905	16	48	60
1906	17	48	49
1907	13	41	46
1908	14	43	55
1909	13	41	45
1910	12	43	37
1911	12	50	33
1912	11	53	44
1913	12	52	45
1914	10	52	36
1915	12	55	41
1916	13	55	43
1917	13	44	41
1918	12	52	47
1919	12	56	45
1920	13	59	44
1921	13	55	43
1922	12	52	47
1923	12	47	46
1924	11	45	44
1925	12	53	47
1926	12	49	52
1927	12	53	48
1928	12	43	50
1929	11	33	53
1930	11	36	66
1931	11	33	68
1932	11	34	76
1933	10	26	80
1934	10	16	78
1935	9	17	48
1936	9	14	76
1937	9	19	71
1938	9	15	37
1939	9	18	60
1940	9	11	35

注1)「福井県統計書」各年版より作成。
 注2) 空欄は該当のデータなし。

れ、たのみます、いまこうしてわすろっているし、このてがみつきたいに、^(二度)どぎてくたされ、せきやいたのんでくれ、^(病)わたしもひよしがわるくて、又十二月九から^(一月)一月二十八日マデびよいんににゆいをしていまして、又^(一月)⑥二十三日のひからわるくて、いしやいまいにちかよっています、^(病)⑦いんばりみたいなもんが、しもにでけてよはりています、^(病)⑧わたしもこうしてこちらにきてから、いつもくもしものやまいをするやら、わたしも^(病)こちらのほがふさはんのやるとおもいます、^(病)⑨どうぞあまりとこころもいやし、それでわたしも金沢のほにながらくいたしたのみます、一日もはやくつれにきてくれ、^(病)⑩まいにちくるまぢんに三十銭と、いしやいかようにひに五十銭づゝいるし、一寸いんばりがでけたのです、^(病)さんがいまつやらのんでくたしゝすりものんで、いしやいまもかよつので、^(病)す、この二十七日がけんさです、^(病)⑪わたしもきてからろくにひとつぎと

ははたらいてもないし、いつくもからだがわるい、^(病)⑫二十七日のけんさににゆいをするかもしりません、おやかたには一りんもかしてもくたされんし、わたしもしやきんもでけるし、たのんでせきやのうちか五円ほどかりてくたされ、^(病)⑬一寸ひとつぎかゝるといしやわゆるなると、おはらのおばさん、^(病)⑭わたしみたよなえんがなもんはないし、どうぞたのんで、せきやから五円かりてくたされ、^(病)⑮わたしもこんなやまいがでるとはゆめさしらなだし、^(病)⑯きのどくでならんし、一日もはやくなほるよたのみます、おばさん、どうぞわたしをたすけておもうてせきやにもつごがわるい、^(病)ねがい、^(病)⑰わたしもせんじつもせきやからかねを二円おくりてくたされたし、きのどくでゆはれんけれども、やまいもつらきにおねがい、^(病)おばさん、どうぞ一日もはやくたのんでくたされ、^(病)⑱いまはしよばいがでけません、^(病)二十三日のひからやすんでお

ります、むだなかねはつかいませんで、五円たのんでください、⑩いまわ
たしが又はたらいてねいさんにかりたかねをなしますで、どうぞたのみま
す、たすけるとおもうてたのみます、おとうつさんにもたのんでくださ
れ、おばさんたのみます、くれぐれもたのみます

(39-1)

手紙によれば小梅は、鯖江遊廓に住み替えてからつねに局部に疾患がみられ、
合わせてひと月も稼業していないという(傍線⑧⑩)。一二月九日から一月二八
日までの二ヶ月弱は入院していた(同⑤)。これは、第一期梅毒のためでないか
と推察される²⁵。それから約一ヶ月後に書かれたと思われるこの手紙では、「いん
ばり」のようなものが局部にできたために稼業を休み(傍線⑦⑱)、毎日通院し
ているという(同⑥)。「いんばり」の正確な意味は不明であるが、「ばり」＝
「張り」だとすれば、リンパ節の腫れが考えられる。二七日には検査が予定され
ていて、そのまま一ヶ月ほど入院する可能性が高いという(同⑫⑬)。

感染から約三週間の潜伏期間を経てあらわれる第一期梅毒の主な症状は、外
陰部の硬いしこりである(初期硬結)。しこりの表面はやがて潰瘍へと変化する。
これを硬性下疳という。硬性下疳の発生後一〜二週間かけて鼠径リンパ節
が腫れ、しこりとして硬く触れるが痛みはほとんど感じないという「荻野 二
〇〇五・二三〜二四」。

次の手紙では、小梅の病状が確実に進行していたようすがうかがえる。

(史料9)

(前略) あうみとかねを五円とせきやのねいさんにたのんでおくりてくだ
され、あうみはこちらのほうにはないのです、どうかあまりせわな(世帯)
ことや

けれどもたのみます、おばさん、たのみます、はやくおくりてもらてくだ
され、たのみます、いまわたしもかはる(替わる)ようになれば、五円のおかねをす
ぐなしますでたのみます、せきやからおくりてもらてくだされ、たのみま
す(中略) かみもぬける(髪)ではやくあうみを二十銭(買って)こうておくりてくだされ
とたのんでください、五円もはやくたのみますね(後略)

(35-8-2)

ここに書かれている「あうみ」が何であるかは特定できていないが、髪が抜
けるので早く「あうみ」を送って欲しいとあることから、脱毛を隠す、あるいは
は脱毛を防ぐための何かであると推察される。鯖江では人手困難なものである
らしく、「せきやのねいさん」に手配を依頼している。

第二期梅毒では、さまざまな皮膚症状が現れる。梅毒性脱毛は症状のひとつ
で、「感染後六ヶ月から一年ごろにび漫性に多量に脱毛するか、あるいは後頭
部から側頭部にかけて毛の抜け方が不揃いな脱毛斑が多発する」「荻野 二〇
〇五・二六」という。小梅の脱毛は第二期梅毒のためだろう。「わたしもこん
なやまい(病)がでるとはゆめ(夢)さら(知ら)な(な)んだし」(史料8傍線⑮)には、小梅の悲
痛な思いと悔しさが滲み出ている。

梅毒に罹患したことで、小梅はさらに追借金を重ねた。史料8傍線⑩によれ
ば、通院のために毎日車賃として三〇銭、診察料として五〇銭が必要だとい
う。「さんがいまつ」や下し薬といった薬代もかさんだ。興味深いのは、借金苦と病
苦はしかし、小梅に廃業を決意させる理由にはならなかったことである。

いつそ死んでしまおうかと思いつめ(史料8傍線⑰)、自分ほど不運なもの
はないと嘆き苦しみながらも(同⑱)、小梅の望みは廃業ではなく住み替え
であった(同④)。地元の周旋業者であろう「たじまや」が勧める

「^(遠い所)どいところ」(史料8)ではなく金沢を望んだのは、「^(後ろく)なからくいた」(同⑨)というので小梅にとつて馴染みのある土地であったからであろう。福井県や石川県に廃娼運動がなかったわけではない。福井県では、自由民権運動期に廃娼の建議案が県会に提出された(のち否決)。婦人矯風会の林歌子は福井県大野郡の出身で、その影響もあつてか一九二〇年代には大野郡の青年団が公娼全廃を決議し、また、福井県会に公娼制限案が提出されるなど、福井県の廃娼運動はむしろ活発だったといえる「福井県 一九九四」。

廃娼運動と娼妓の関係をめぐつては、娼妓を救済するために自由廃業の支援を主眼とした廃娼運動家に対し、廃業後の生活が保証されていない娼妓にとつて「待遇改善」こそが切実な現実的な願いであつて、廃娼運動が必ずしも娼妓のためになつていなかったとする研究がある「山家 二〇一五」。たしかに、娼妓に対する蔑視や差別的な性道徳を内在していた廃娼運動の時代的限界はみておかなければならないとしても、みてきたように小梅の苦境の原因は公娼制度がもつ搾取構造そのものであり、だとすれば身売りを当然視する社会において公娼制度と人身売買に反対する廃娼運動が娼妓にとつてどのような意味をもつていたのかについては、あらためて検討される必要があるだろう。小原宛の手紙であることは考慮しなければならぬが、むしろ小梅の手紙から浮かび上がってくるのは、これほどの苦境に追い込まれながらなぜ小梅は廃業を望まないのか(望むことができないのか)という疑問である。

その理由をここで深く立ち入つて検討する余裕はないが、小梅が「せきやの^(人たち)ひとだちにもはづかしい」(史料8傍線③)といい、「^(気の毒)きのどくでならんし」(同⑩)と書いていることに注目しておきたい。驚くことに小梅は梅毒を患つたことを申し訳なく思い、借金を重ねる自分を責め恥じてもいた(同⑪)。さらには、「せきやのおとうつさんも、ねいさんも、わたしにはあいそが^(愛想)つきま

したやろに、どうかおばさん、^(腹)はらのた^(立たない)たやんようにゆふてく^(さ)され」(358)と、「せきや」に愛想を尽かされることを恐れ、小原に取りなしてもらおうとして必死だった。これまで「せきや」を頼みに生きてきた小梅には、「せきや」から離れて生きる方法があるとは考えられなかったのだろう。

だからこそ小梅は、梅毒に侵されながらも「いまわたしが又はたらいてねい^(替わる)さんにかりたかねをなします」(史料8傍線⑨)、「いまわたしもか^(替わる)はるようになれば、五円のおかねをすぐなしますでたのみます」(史料9)と、住み替えによつてどうあつても借金を返済しようとした。前稿「人見 二〇二二」の娼妓も、周旋業者や貸座敷業者に苦境を救われたと思つていた。ましてや身寄りがなかった小梅には、その思いはとりわけ強かつただろう。自身の苦境を救つてくれた業者の恩義に報いることができないのは、だから「^(気の毒)きのどく」で「はづかしい」ことだった。そうであれば、小梅が廃業を望まなかつた要因として、小梅自身が強く内面化していた搾取する側の論理をみておかなければならないだろう。小梅のその後は不明である。

おわりに

以上、本稿では、近代日本の公娼制度下の娼妓の手紙を周旋業者や貸座敷業者による性質管理のありようをふまえて分析し、娼妓の主體的な営為の意味を考察してきた。身寄りがなかった小梅は、養父とみられる「せきや」なる人物によつて身売りさせられた。「せきや」はまた、周旋業者もしくは貸座敷業者であつた可能性があつた。近代公娼制度のもとで多くの女性が「家」の犠牲となり、周旋業者を介して身売りを強いられたが、帰属する「家」をもたない女性の場合、周旋業者や貸座敷業者が直接身売りに関与することがあつた。もとより脆弱な環境におかれていた女性たちが、身売りを斡旋した周旋業者や貸座

敷業者に恩義や義理を感じていたことはすでに前稿「人見 二〇二二」で指摘したが、小梅の場合、(それが個人の特性なのか「家」の有無に関係するのかは慎重な見極めが必要であるが)より積極的に抑圧者に同化しようとする傾向がうかがえた。

すなわち、搾取の実態を自覚する機会がなかったわけではないが、むしろ小梅は苛酷な環境に適応しようと必死に努力した。借金を重ねるばかりで思うように稼業できなかった小梅は、「せきや」や小原への依存を深めていく一方で、抱主や「せきや」に対する申し訳なさを募らせ、状況を打開しようとして住み替えを望んだ。しかし、小梅が小原に書き送った住み替えの具体的な要望は搾取の構造を変えるものではなかったのはもちろん、むしろ小梅に不利に働く可能性さえあった。小梅は、生き抜くために能動的であろうとすればするほど苦境に追い込まれていったようにみえる。じつのところ、小梅が苦境を脱するためには廃業するしかなかっただろう。

小梅の病状は相当深刻だったようにみえる。にもかかわらず生き延びようとして小梅が望んだのが廃業ではなく住み替えであり、どうにかして借金を返済しようとしていたことには驚かされる。それは、娼妓を拘束し搾取する側の論理がいかに強固に女性たちの内面を支配していたかを示しているように思われる。だとすれば、同時代において廃業を成し遂げた娼妓の意識には、何らかの思想的な飛躍があったと思われる。その背景として、前借金による人身売買を問題にし続けた廃娼運動との関連が考察されなければならないのではないだろうか。それを明らかにすることは今後の課題としたい。

(注)

1 性を売る女性の経験から性質売や廃娼運動の意味を捉え返すことの重要性

を強調し、その後の研究潮流に大きなインパクトを与えたのは藤目ゆき「藤目 一九九七」である。それに対して近年は、性を売る女性の主体性を近代公娼制度下の搾取の仕組みや人身拘束の実態と切り離さずに明らかにすることの必要性が提起されている「小野沢 二〇一〇、佐賀・吉田 二〇一四、人見 二〇二二a、人見 二〇二二bなど」。

2 以下に引用する史料は、とくに断りがなく小原文書からのもので、付している番号は筆者による仮整理番号である。

3 各府県の関連規則は、一九〇〇年(明治三三)に制定された「娼妓取締規則」(内務省令第四四号)や、内務省警保局が主導した一九二六年(大正一五)の「公娼制度改革」をきっかけに大きく改正される場合が多い。石川県でも同様のことが考えられるが、本稿執筆時点で一九九四年(明治二七)以降の石川県の規則類は未確認である。今後の課題としたい。

4 「芸娼妓紹介簿」には「警察官」という項目があり、担当者が記載漏れなどの不備を指摘する書き込みがみられる。

5 前稿「人見 二〇二二」では一八五人としたが、本稿の執筆にあたってデータを精査し、名前の表記方法(漢字・ひらがな・カタカナ等)は異なっているが、生年月日・住所・保証人などが一致する場合は同一人物とみなし確定していった結果、一七七人となった。複数回記載がある場合の娼妓・芸妓・不明の別については初出のもので集計した。

6 前稿「人見 二〇二二」で取り上げた娼妓は、名前を「芸娼妓紹介簿」で照合して経歴が判明した例である。

7 小原をふくむ四五人は一〇等(二五等級のうち、のこり一人は二三等)で、女性が少なくないという特徴があった。すなわち、芸娼妓紹介人四六人中男性二三人、女性一八人、不明五人で、最小女性率(女性/計)三

- 九%、最大女性率（女性十不明）／計）五〇%となる。「交名簿」全体の女性比率は一〇%程度であることをみて、紹介人の女性比率は相当高いといえる「松村 二〇〇一」。
- 8 鑑札が下りなかった理由や小遣い銭にさえこと欠く要因についてはあとで検討する。
- 9 なお、ここで引用する手紙と前節で検討した小梅と「せきや」の諍いの直接の関連は不明である。諍いがどのように決着したのかを示す手紙は見当たらない。
- 10 以下、娼妓・芸妓の名前には伏字を用いている。業者の名前についても娼妓・芸妓の姓が推測されてしまう場合があるため、本稿では原則として伏字を用いた。
- 11 こうした業者の行為を「グルーミング」という「シンパク 二〇二二」。
- 12 「せきや」には、小梅が「せきやのねいさん」(397)、「せきやのうちのねいさん」(3583)と呼ぶ女性がいたことも、擬制的な家族関係が形成されることの多かった貸座敷や芸妓置屋であった可能性をうかがわせる。また、前稿「人見 二〇二二」の娼妓が小原を「おかさん」と呼んでいることから、周旋業者と娼妓のあいだにも擬制的な家族関係があったとみられる。
- 13 ただし、吉〇が証人となった女性はのちに住み替えていて、そのさいは親類と記載されている。なお、女性の本籍は辰巳遊廓内におかれていて、姓は異なる。
- 14 庄〇作〇郎も土〇ハ〇も、「芸娼妓紹介簿」に女性の証人として名前がある前後の時期に紹介人として複数の女性の紹介にかかわっていることから、周旋業者でありながら養親にもなっていたと考えられる。
- 15 ただし、一九一〇年代以降、廃娼運動や公娼制度批判の高まりに対処するため、「年定期」は維持しつつ、わずかながらも一定の金銭を娼妓に支給する制度が導入されていくことについては、拙稿「人見 二〇二二b」を参照されたい。
- 16 内務省警保局「公娼の概況」一九二六年、国立公文書館蔵（アジア歴史資料センター公開資料）。
- 17 小梅が性病に罹患していたために鑑札が下りなかった可能性もあるが、輪島遊廓で書かれた手紙には体調への言及がないため断言できない。あとで引用する手紙には「わたくしもこうしてながらくあそんでもいるし」(3583)とある。「あそんでいる」という表現に注目するならば、体調に問題がないにもかかわらず鑑札が下りないために稼業できないという意味にもとれる。
- 18 「福井県統計書」には遊興人員や遊興費の統計がみられないため、敦賀遊廓との比較は困難である。
- 19 前掲内務省警保局「公娼の概況」。
- 20 『大阪朝日新聞』（福井版）一九二六年九月一九日。
- 21 前述のとおり、内務省警保局編『公娼と私娼』『内務省警保局 一九三二』は、前借金の精算方法について石川県を「年定期」に分類している。同資料は、一九三〇年に警保局が道府県に照会して取り寄せた管下の代表的な契約書類を調査するなどして作成されたもので、じつさいには同じ道府県内でも遊廓ごと、貸座敷ごとに前借金の精算方法は異なっていた可能性がある。したがって、小梅がいうように大聖寺遊廓で「月給制」が採用されていたかどうかはあらためて検討される必要がある。
- 22 ただし、前稿「人見 二〇二二」の娼妓や小梅の状況からみて、ここにい

う「諸入費」が娼妓の稼業上の経費や生活費のすべてであったとは考えにくい。食費についても、限定的にみておくべきであろう。

- 23 ただし、一八七七年（明治一〇）の告諭で石川県は娼妓梅毒検査所設置箇所のひとつに鯖江町をあげており（内閣文庫「石川県誌稿 制度部 禁令二」）、また同時期、鯖江町に芸娼妓授産所が置かれていることから（「石川県治概覧」一八八〇年）、芸娼妓解放令後の早い段階で鯖江町は貸座敷免許地に指定されていたと考えられる。

- 24 一九三〇年代以降の規模の縮小は本稿で分析対象とした三遊廓に共通するが、その要因についてはそれぞれの遊廓の実態に即してあらためて検討したい。

- 25 以下、小梅の梅毒の症状についての推測は、医学史がご専門でとくに梅毒の歴史に詳しい宮崎千穂氏のご教示を得た。

- 26 小梅が通院していた病院は不明である。一九二二年（明治四五）に制定された「娼妓病院規則」（福井県令第三九号）は、鯖江遊廓に隣接する清水病院（今立郡新横江村東鯖江、現鯖江市）を今立郡の娼妓病院と定めた。上村行彰編『日本遊里史』「上村 一九二九・五七六」でも鯖江遊廓の「健康診断所」は清水病院とあるが、一九一七年（大正六年）の娼妓病院規則改正（福井県令第三六号）は、尾花病院（南条郡武生町、現越前市）を今立郡および南条郡を所管する娼妓病院とした。「福井県統計書」各年版の「娼妓病院」に関する統計をみても、一九一八年以降清水病院の項目はない。

（参考文献）

石川県警察部編『石川県警察必携 下巻』石川県警察部、一八九五年

石川県編『石川県史 第四編』石川県、一九三二年

石林文吉『石川百年史』石川県公民館連合会、一九七二年

井筒康人「日本海と軍都敦賀」河西英通編『地域のなかの軍隊3 中部 列島

中央の軍事拠点』吉川弘文館、二〇一四年

上村行彰編『日本遊里史』春陽堂、一九二九年

荻野篤彦「医学的見地からの日本の梅毒今昔」福田真人・鈴木則子編『日本梅毒史の研究——医療・社会・国家』思文閣出版、二〇〇五年

小野沢あかね『近代日本社会と公娼制度——民衆史と国際関係史の視点から』吉川弘文館、二〇一〇年

金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編11 近代一』金沢市、一九九九年

金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編14 民俗』金沢市、二〇〇一年

齊藤俊江「飯田遊廓と娼妓の生活」佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、二〇一四年

佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、二〇一四年

鯖江市史編纂委員会編『鯖江市史 通史編 下巻』鯖江市、一九九九年

シンバク・ジニョン（金富子監訳）『性売買のブラックホール——韓国の現場から当事者女性とともに打ち破る』ころから、二〇二二年

中央職業紹介事務局「芸娼妓酌婦紹介業に関する調査」一九二六年（谷川健一編『近代民衆の記録3 娼妓』新人物往来社、一九七一年所収）

敦賀市史編さん委員会編『敦賀市史 通史編 下巻』敦賀市、一九八八年

外村大「娼妓等周旋業と慰安婦の要員確保」『龍谷大学経営学論集』六一巻二

号、二〇二二年

内務省警保局編『公娼と私娼』内務省警保局、一九三二年（国立公文書館蔵）

人見佐知子「娼妓の住み替えをめぐる一考察——娼妓の手紙から」『民俗文化』三三号、二〇二一年

人見佐知子「娼妓と近代公娼制度——一次史料からみる娼妓の住み替えと廃業」『歴史評論』八六六号、二〇二二年 a

人見佐知子「娼妓の前借金返済はなぜ困難だったのか」『歴史科学』二五二号、二〇二二年 b

福井県警察史編さん委員会編『福井県警察史 第1巻』福井県警察本部、一九八七年

福井県編『福井県史 通史編5 近現代1』福井県、一九九四年

ふくい女性の歴史編さん委員会編『ふくい女性の歴史』福井県、一九九六年

藤目ゆき『性の歴史学——公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、一九九七年

松井政治編『新撰鯖江誌』新撰鯖江誌復刻刊行会、一九七六年

松村敏「明治中期、金沢市商業の構造——『明治二十八年度商業者分賦等級別

交名簿』等の分析」『市史かなざわ』七号、二〇〇一年

三輪信一『鯖江今昔』鯖江今昔刊行会、一九八一年

山家悠平『遊廓のストライキ——女性たちの二十世紀・序説』共和国、二〇一五年

輪島市史編纂専門委員会編『輪島市史 第7巻 通史・民俗編』輪島市、一九七六年

〔付記〕 本稿の執筆にあたっては、とくに小野沢あかね、佐賀朝、佐藤敦子、宮崎千穂の各氏（五十音順）に貴重なご助言を賜った。記してお礼申し上げます。また本稿は、JSPS 科学研究費 20K000970（基盤研究（C）「芸娼妓

紹介業と娼妓・芸妓の性と生についての実証的研究」研究代表者 人見佐知子）および JSPS 科学研究費 19H01311（基盤研究（B）「一次史料に基づく近世・近代日本の「遊廓社会」に関する総合的研究」研究代表者 佐賀朝）による研究成果の一部である。